

令和8年4月1日 現在

社会福祉法人 朝霞地区福祉会
朝光苑 デイサービスセンター

指定通所介護

利用契約書

（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 朝霞地区福祉会（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う通所介護サービスの利用に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、要介護を受けた利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービス等を提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービス等の内容（以下「通所介護計画」という。）は別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。
- 3 利用者は、第18条、第19条及び第20条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日前に、利用者が要介護状態区分の更新・変更認定を受け、認定期間の満了日が更新された場合には、更新・変更後の要介護認定の有効期間満了日とします。
- 2 契約満了日の7日までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、本契約は自動的に更新されたものとします。

第3条（通所介護計画の作成・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員等に第1条第2項に定める通所介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 通所介護計画は、介護支援専門員等が通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明を行い、文書により同意を得ます。
- 3 通所介護計画は、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）が作成されている場合は、その内容によって作成します。
- 4 事業者は、利用者の心身の状態に応じて定期的に、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「担当ケアマネジャー」という。）と確認し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められ、ケアプランが変更された場合は、利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者及びその家族等に対して説明を行い、文書により同意を得ます。
- 6 事業者は、利用者及びその家族等の要請に応じて、サービス提供記録等を開示するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、利用者に対して利用者の有する能力に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等

を提供するものとします。

2 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1 事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

（1）食事の提供

（2）教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は利用者が負担するものとします。

3 第1項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりです。

4 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者や家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

第6条（運営規程の遵守）

1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯事業所の維持管理を行なうものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者及び家族等とともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者及び家族等に対してあらかじめ説明することとします。

3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 料金

第7条（サービス利用料金の支払い）

1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」といいます。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に記載される料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払います。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。

3 事業者は、前2項に定めるサービス利用料金を1か月ごとに計算し、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ通知します。

4 利用者は、前項の料金の合計額を月の末日までに口座引落としの方法で支払います。

5 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第8条（料金の変更）

1 事業者は、第7条第1項及び第2項の利用料金について、介護保険法その他関係法令等の改正により、介護給付費体系の変更があった場合、利用者に対し変更の時期及び変更後の金額を説明の上、当該サービスの利用料金を変更することができます。

2 事業者は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を

行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

第3章 事業者の義務等

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全、確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態等の必要な事項について、利用者又は家族等から聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する通所介護サービス等の提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者または従事者であった者は、通所介護サービス等を提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る担当ケアマネジャー等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又家族及び親族等の個人情報を用いることができるものとします。

第11条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、通所介護サービス等の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写にかかる費用については別紙「重要事項説明書」のとおりです。

第4章 利用者の義務

第12条（利用者の事業所利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、共用事業所、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の事業所、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第13条（利用者の禁止行為）

利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 事業所内での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうこと

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

第14条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者側に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を履行するものとします。
- 3 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者（その家族、身元保証人等も含む）が、契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者（その家族、身元保証人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第16条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第6章 契約の終了

第17条（契約の終了事由）

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第19条から第20条に基づき、本契約が解約又は解除された場合

第18条（利用者の解約権）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- (1) 介護保険の給付対象外のサービス利用料の変更に同意できない場合
- (2) 事業者の運営規程の変更に同意できない場合
- (3) 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (4) 事業者が守秘義務に違反した場合
- (5) 故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為等が事業者にあった場合
- (6) 他の利用者から身体・財物・信用等を傷つけられた場合、もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第19条（事業者の解約権）

事業者は、利用者及びその家族及び身元保証人等が次の事項に該当する場合には、利用者に対して1か月以上の予告を置いて理由を示した文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
- (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- (3) 利用者又はその家族等が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合
- (4) やむを得ない事由により事業所を閉鎖又は縮小する場合

第7章 身元の保証

第20条（身元保証人）

- 1 事業者は利用者に対し、身元保証人の設定を求めます。ただし、社会通念上、身元保証人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 2 身元保証人は、本契約に基づく利用料などの事業者に対する経済的な債務につき、利用者と連帯してその履行の責任を負います。但し、その限度額は月額の利用料の3ヶ月分とします。
- 3 身元保証人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - (1) 利用者本人が意思表示や署名等を行えない場合に、利用者の代理人となること。
 - (2) 利用者の通所介護計画書等の介護保険関連の書式につき利用者の代理人として署名押印すること。
 - (3) 利用者の急変時など緊急の際の連絡窓口となり、事業所と適宜連携すること。

第8章 緊急時の対応など

第21条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第22条（連携）

- 1 事業者は、通所介護の提供にあたり、担当ケアマネジャー及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を速やかに担当ケアマネジャーに連絡します。

なお、第18条、第19条に基づいて解約通知をする際は、事前に担当ケアマネジャーに連絡します。

第9章 その他

第23条（相談・苦情対応）

事業者は、「重要事項説明書」の記載のとおり、苦情解決体制を整え、利用者からの相談のほか、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第24条（協議事項）

本契約に定められてない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者

契約者 (利用者)	住 所	
	氏 名	印

署 名 代行者 (身元保証人)	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	

事業者

事 業 者 名	社会福祉法人 朝霞地区福祉会
事 業 者 番 号	1 1 7 2 1 0 0 5 4 5
所 在 地	埼玉県志木市下宗岡1丁目23番1号
代 表 者 名	理 事 長 野 口 典 孝 印